



茨城県報

第 2 1 1 8 号

平成21年10月 5 日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 2

茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 2

(教 育 委 員 会)

茨城県社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則..... 3

告 示

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 3

大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (中小企業課) 3

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (4件) (中小企業課) 5

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課) 9

公有水面埋立ての免許 (港湾課)10

土地改良区役員の就任 (農林事務所)13

土地改良法に基づく換地処分 (農林事務所)14

公 告

落札者等の公示 (人事課)14

新住宅市街地開発事業の工事完了の届出 (都市整備課)14

開発行為の工事完了 (4件) (建築指導課)15

(病 院 局)

落札者等の公示.....16

(警 察 本 部)

落札者等の公示.....16

(監 査 委 員)

定期監査の公表.....17

財政的援助団体等の監査の公表.....23

定期監査結果に基づく措置状況の公表.....24

正 誤

平成20年11月 4 日付け茨城県報第2026号中.....24

平成21年 8 月24日付け茨城県報第2107号中.....25

規 則

茨城県規則第80号

茨城県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県食品衛生条例施行規則（昭和40年茨城県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表 食品の取扱方法に関する衛生基準の部第 1 第 1 項第 9 号ア中「食品衛生に」を「食品等の取扱いに従事する者（自らこれに従事する営業者を含む。）のうちから食品衛生に」に改め、同号工を同号カとし、同号ウ中「衛生管理に」を「衛生管理に」に、「尊重する」を「尊重し、必要に応じ措置を講ずる」に改め、同号ウを同号エとし、同号工の次に次のように加える。

オ 食品衛生責任者に、法令の改廃等に留意させ、違反行為のないよう努めさせること。

別表 食品の取扱方法に関する衛生基準の部第 1 第 1 項第 9 号イ中「受講させる」を「受講させ、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めさせる」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 食品衛生責任者には、調理師法（昭和33年法律第147号）第 2 条に規定する調理師その他知事が適当と認める者を充てる場合を除き、保健所長が行う食品衛生責任者になるための講習会又は知事が適正と認めて指定する食品衛生責任者になるための講習会の受講修了者を充てること。

別表 食品の取扱方法に関する衛生基準の部第 1 第 1 項に次のように加える。

(10) 情報の提供

ア 消費者に対し、法第 3 条第 1 項に規定する販売食品等の安全性に関する情報を提供しよう努めること。

イ 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関し、消費者から健康被害の情報（当該食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師に診断された健康被害の情報に限る。）を得たとき又は法の規定に違反している事実が判明したときは、速やかに、当該情報の内容又は当該判明した事実を保健所長に報告すること。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表 食品の取扱方法に関する衛生基準の部第 1 第 1 項第 9 号の改正規定は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

茨城県規則第81号

茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

茨城県食品衛生法施行細則（昭和47年茨城県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「措置」の次に「並びに同部第 7 項第10号の知事が定める食品等の取扱いに関する措置」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 9 号

茨城県社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月 5 日

茨城県教育委員会委員長 和 田 芳 武

茨城県社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則

茨城県社会教育委員会議運営規則 (昭和46年茨城県教育委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「3 分の 2 以上」を「過半数」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1246号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成21年10月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0813800257	恵和社会復帰センター	稲敷郡阿見町若栗 2585 - 1	社会福祉法人 恵和会	稲敷郡阿見町若栗 2585 - 1	平成21年 10月 1 日	就労継続 (B 型)

茨城県告示第1247号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の所在地は、中心市街地活性化法第55条第 1 項に基づき定められた第二種大規模小売店舗立地法特例区域内であるため、同条第 2 項の規定により意見の提出をすることはできません。

平成21年10月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

水戸都市開発株式会社

取締役社長 加 藤 浩 一

(2) 住所

水戸市宮町 1 - 2 - 4

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物

水戸市宮町 1 丁目 6 番130 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
エルソニック株式会社	大阪府大阪市淀川区宮原 5 - 1 - 18新大阪サン アールセンタービル14階	稲 葉 京太郎

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社キャンドウ	東京都板橋区板橋 3 - 9 - 7	城 戸 博 司

(3) 変更の年月日

平成21年 9 月 1 日

(4) 変更する理由

小売業者退店，出店に伴う小売業者の変更

3 届出年月日

平成21年 9 月24日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1248号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成21年10月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社アイ管理

代表取締役 竹 内 順 一

(2) 住所

水戸市袴塚 3 丁目 5 番36号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

茨交ショッピングセンター浜田

水戸市本町 3 丁目302 - 1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 茨城交通株式会社

(変更後) 株式会社アイ管理

(3) 変更の年月日

平成21年 7 月 1 日

(4) 変更する理由

茨城交通株式会社から株式会社アイ管理へ商号変更による。

3 届出年月日

平成21年 9 月24日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1249号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成21年10月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

百合が丘マーケットプレイス

水戸市百合が丘町 8 - 3 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成21年 6 月11日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 翌午前 0 時（一部午後10時）

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後10時15分

(変更後) 午前 8 時30分～翌午前 0 時30分

(3) 届出年月日

平成21年 5 月29日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
水戸市	夜間に出入りする車両及び歩行者等について十分な安全対策を行うこと。 駐車場出入り口付近の照明灯、路面標示及び案内板等の整備を行うなど適切な措置に努められたい。また、店舗内掲示板等を利用するほか、チラシ等の配布により交通安全の注意喚起をされたい。	店舗周辺道路は、住宅地のため、児童・生徒の通学路及び周辺地域住民の生活道路として多くの住民が利用している。営業時間の延長により、夜間における交通事故の発生が懸念されることから、その防止策が求められる。
	各出入口から出入りする利用者の車両と歩行者との接触事故等を起こさないよう、安全に配慮すること。 また、ドラッグてらしまのみが営業を行う午後10時以降については、出入口を1か所に集約することが望ましい。	営業時間の延長に伴い、駐車場の利用時間帯も延長されるため、歩行者の安全確保が、より求められる。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1250号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成21年10月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド常陸大宮店
常陸大宮市泉1158 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）
平成21年9月14日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
(変更後) 群馬県高崎市栄町1番1号

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
(変更後) 群馬県高崎市栄町1番1号

(3) 届出年月日

平成21年9月1日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1251号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成21年10月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス新山方店

常陸大宮市山方下湯沢内582 - 2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成21年 9 月14日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

(変更前) 岩 谷 堯

(変更後) 平 邦 雄

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項
株式会社エコス	東京都昭島市中神町1160番地 1	岩谷 堯	代表者氏名
株式会社サエキメディカル	東京都国立市谷保6776番地	佐伯 光貞	名称, 代表者氏名, 住所
株式会社関東ワッツ	東京都国立市東一丁目16番17号	平岡 史生	名称, 住所

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更事項	変 更 年月日
株式会社エコス	東京都昭島市中神町1160番地 1	平 邦雄	代表者氏名	平成18年 5月25日
寺島薬局株式会社	つくば市天久保 2 - 17 - 5	池野 隆光	名称, 代表者氏名, 住所	平成21年 2月 1日
株式会社ワッツ	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番70号	平岡 史生	名称, 住所	平成20年 9月 1日

(3) 届出年月日

平成21年 9 月 3 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1252号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成21年10月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス新山方店

常陸大宮市山方下湯沢内582 - 2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成21年 9 月14日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 131台

(変更後) 124台

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 翌午前 0 時

(ウ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後10時30分

(変更後) 午前 8 時30分～翌午前 0 時30分

(3) 届出年月日

平成21年 9 月 3 日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
常陸大宮市	深夜に及ぶ営業により地域住民から苦情があった場合や、変更後の実態が事前の調査・予測と大きく乖離する場合は、追加的対応策を講ずるよう努めること。	周辺住民の生活環境の悪化を防止するため。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1253号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成 3 年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成21年10月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

貸付 期 間	融 資 機 関	資 金 種 類		加工流通施設整備資金		保健機能増進施設整備資金	
		貸付対象者		A		A	
				貸付金の うち2億 7千万円 までの部 分	貸付金の うち2億 7千万円 を超える 部分	B	貸付金の うち2億 7千万円 までの部 分
6 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.70%	年1.45%	年1.20%	年1.95%	年1.70%	年1.45%
	上記以外の場合	年0.85%	年0.60%	年0.35%	年1.10%	年0.85%	年0.60%
6 年を超え 7 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.70%	年1.45%	年1.20%	年1.95%	年1.70%	年1.45%
	上記以外の場合	年0.85%	年0.60%	年0.35%	年1.10%	年0.85%	年0.60%
7 年を超え 8 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.70%	年1.45%	年1.20%	年1.95%	年1.70%	年1.45%
	上記以外の場合	年0.85%	年0.60%	年0.35%	年1.10%	年0.85%	年0.60%
8 年を超え 9 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.65%	年1.40%	年1.15%	年1.90%	年1.65%	年1.40%
	上記以外の場合	年0.80%	年0.55%	年0.30%	年1.05%	年0.80%	年0.55%
9 年を超え 10 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.55%	年1.30%	年1.05%	年1.80%	年1.55%	年1.30%
	上記以外の場合	年0.70%	年0.45%	年0.20%	年0.95%	年0.70%	年0.45%
10 年を超え 11 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%
	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%
11 年を超え 12 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.35%	年1.10%	年0.85%	年1.60%	年1.35%	年1.10%
	上記以外の場合	年0.50%	年0.25%	-	年0.75%	年0.50%	年0.25%
12 年を超え 13 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.35%	年1.10%	年0.85%	年1.60%	年1.35%	年1.10%
	上記以外の場合	年0.50%	年0.25%	-	年0.75%	年0.50%	年0.25%
13 年を超え 14 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%

14年を超え 15年以内	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.15%	年0.90%	年0.75%	年1.40%	年1.15%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.30%	年0.05%	-	年0.55%	年0.30%	年0.15%

(注) 1 「A」とは、「B」に掲げる会社以外の者をいう。

2 「B」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は5千万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円)を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする場合は50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする場合は100人)を超える会社をいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

融資機関	貸付対象者	農 林 漁 業 者	農業協同組合等
		ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%
	上 記 以 外 の 場 合	年0.40%	年0.40%

(注) 「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又はガイドライン第3の1の(3)に規定する第3セクターをいう。

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成21年9月18日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第1254号

平成21年4月23日付けで出願のあった公有水面埋立てについては、次のとおり免許したので、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第11条の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月5日

茨城港港湾管理者 茨城県
代表者 茨城県知事 橋 本 昌

1 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

所 在 地 茨城県水戸市笠原町978番6
名 称 茨城県
代表者住所 茨城県水戸市大町2丁目1番33号 県公舎
代表者氏名 茨城県知事 橋 本 昌

2 埋立区域

(1) 位置

(ア) 全体

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚163番11, 163番21, 同市阿字ヶ浦町字千駄切552番3, 552番4の地先公有水面及び同市大字長砂字渚163番11, 163番12, 同市阿字ヶ浦町字千駄切552番4, 552番6に接する国有海浜地の地先公有水面

(イ) 1 工区

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚163番11, 163番12に接する国有海浜地の地先公有水面

(ウ) 2 工区

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚163番11, 163番21, 同市阿字ヶ浦町字千駄切552番 3, 552番 4 の地先公有水面及び同市大字長砂字渚163番11, 同市阿字ヶ浦町字千駄切552番 4, 552番 6 に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

(ア) 全体

次の地点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線、の地点と の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位 (D.L. + 1.46m) における公有水面と防波堤 (北) との境界線、の地点と の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位 (D.L. + 1.46m) における公有水面と陸地との境界線及び の地点と の地点を結ぶ平成 5 年 3 月29日付け茨城県港指令第17号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線 (D.L. + 1.36mにより決定) により囲まれた区域。

の地点 茨城県那珂郡東海村の国土地理院照沼二等三角点 (北緯36度26分16秒621, 東経140度35分22秒910)

から131度32分55秒 2,753.29mの地点

の地点 の地点から180度00分00秒 347.28mの地点

の地点 の地点から 90度00分00秒 9.46mの地点

の地点 の地点から180度00分00秒 50.00mの地点

の地点 の地点から 90度00分00秒 1.90mの地点

の地点 の地点から180度00分00秒 400.00mの地点

の地点 の地点から270度00分00秒 1.90mの地点

の地点 の地点から180度00分00秒 366.45mの地点

の地点 の地点から269度54分03秒 248.42mの地点

の地点 の地点から355度50分24秒 1,167.32mの地点

(イ) 1 工区

次の地点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線、の地点と の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位 (D.L. + 1.46m) における公有水面と陸地との境界線及び の地点と の地点を結ぶ平成 5 年 3 月29日付け茨城県港指令第17号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線 (D.L. + 1.36mにより決定) により囲まれた区域。

の地点 茨城県那珂郡東海村の国土地理院照沼二等三角点 (北緯36度26分16秒621, 東経140度35分22秒910)

から131度32分55秒 2,753.29mの地点

の地点 の地点から180度00分00秒 337.28mの地点

の地点 の地点から270度00分00秒 334.61mの地点

の地点 の地点から 1度51分44秒 337.55mの地点

(ウ) 2 工区

次の地点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線、の地点と の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位 (D.L. + 1.46m) における公有水面と防波堤 (北) との境界線及び の地点と の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位 (D.L. + 1.46m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

の地点 茨城県那珂郡東海村の国土地理院照沼二等三角点 (北緯36度26分16秒621, 東経140度35分22秒910)

から141度25分03秒 2,767.53mの地点

の地点	の地点から 90度00分00秒	334.61mの地点
の地点	の地点から180度00分00秒	10.00mの地点
の地点	の地点から 90度00分00秒	9.46mの地点
の地点	の地点から180度00分00秒	50.00mの地点
の地点	の地点から 90度00分00秒	1.90mの地点
の地点	の地点から180度00分00秒	400.00mの地点
の地点	の地点から270度00分00秒	1.90mの地点
の地点	の地点から180度00分00秒	366.45mの地点
の地点	の地点から269度54分03秒	248.42mの地点

(3) 面積

- (ア) 全 体 388,238.96㎡
- (イ) 1 工区 114,555.80㎡
- (ウ) 2 工区 273,683.16㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

(ア) 全体

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚163番11, 163番12, 163番21, 同市阿字ヶ浦町字千駄切552番 3, 552番 4, 552番 6 の地内及びこれらに接する国有海浜地の地内並びに同地先公有水面

(イ) 1 工区

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚163番11, 163番12の地内及びこれらに接する国有海浜地の地内並びに同地先公有水面

(ウ) 2 工区

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚163番11, 163番21, 同市阿字ヶ浦町字千駄切552番 3, 552番 4, 552番 6 の地内及びこれらに接する国有海浜地の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

(ア) 全体

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

㊦の地点 茨城県那珂郡東海村の国土地理院照沼二等三角点 (北緯36度26分16秒621, 東経140度35分22秒910) から129度56分56秒, 2,827.28mの地点

㊩の地点 ㊦の地点から180度00分00秒 1,199.80mの地点

㊪の地点 ㊩の地点から270度00分00秒 530.00mの地点

㊫の地点 ㊪の地点から 0度00分00秒 198.37mの地点

㊬の地点 ㊫の地点から 40度11分37秒 42.13mの地点

㊭の地点 ㊬の地点から 0度00分00秒 400.00mの地点

㊮の地点 ㊭の地点から353度00分00秒 100.00mの地点

㊯の地点 ㊮の地点から 0度00分00秒 470.00mの地点

(イ) 1 工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

㊦の地点 茨城県那珂郡東海村の国土地理院照沼二等三角点 (北緯36度26分16秒621, 東経140度35分22秒910) から129度56分56秒 2,827.28mの地点

- ㊦の地点 ㊦の地点から180度00分00秒 348.00mの地点
- の地点 ㊦の地点から270度00分00秒 106.90mの地点
- の地点 の地点から270度00分00秒 334.61mの地点
- ㊧の地点 の地点から270度00分00秒 73.49mの地点
- ㊦の地点 ㊧の地点から 0度00分00秒 348.00mの地点

(ウ) 2 工区

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

の地点 茨城県那珂郡東海村の国土地理院照沼二等三角点 (北緯36度26分16秒621, 東経140度35分22秒910) から141度25分03秒, 2,767.53mの地点

- の地点 の地点から 90度00分00秒 334.61mの地点
- ㊦の地点 の地点から 90度00分00秒 106.90mの地点
- ㊨の地点 ㊦の地点から180度00分00秒 851.80mの地点
- ㊩の地点 ㊨の地点から270度00分00秒 530.00mの地点
- ㊪の地点 ㊩の地点から 0度00分00秒 198.37mの地点
- ㊫の地点 ㊪の地点から 40度11分37秒 42.13mの地点
- ㊬の地点 ㊫の地点から 0度00分00秒 400.00mの地点
- ㊭の地点 ㊬の地点から353度00分00秒 100.00mの地点
- ㊧の地点 ㊭の地点から 0度00分00秒 122.00mの地点

(3) 面積

- (ア) 全 体 615,439.74㎡
- (イ) 1 工区 179,220.00㎡
- (ウ) 2 工区 436,219.74㎡

4 埋立地の用途

本埋立地の各用途の配置及び規模の概要は下表に示すとおりである。

用 途	配 置	規 模
製 造 業 用 地	埋立地の中央部に位置	約34.9ha
業 務 施 設 用 地	埋立地の南西端に位置	約 0.1ha
緑 地	埋立地の南東端に位置	約 2.3ha
道 路 用 地	埋立地の南側にあつて、製造業用地と緑地、業務施設用地との間に位置	約 1.5ha

(注) 当該港の港湾計画図では、製造業用地は工業用地 (海面処分・活用地) として、業務施設用地は港湾関連用地として、道路用地は交通機能用途地として位置付けられている。

5 埋立に関する工事の施行に要する期間

- 1 工区 着手の日より2年7月以内
- 2 工区 着手の日より8年7月以内

6 免許の年月日

平成21年 9 月28日

茨城県告示第1255号

下妻市北大宝219番地 8 に事務所を置く霞ヶ浦用土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法 (昭

和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年10月 5 日

茨城県西農林事務所長 鶴 見 政 幸

就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	吉 澤 範 夫	筑西市倉持804番地 2
”	吉 原 英 一	坂東市岩井3299番地 3

茨城県告示第1256号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第 9 項の規定により県営土地改良事業銚田川流域地区 (第 3 換地区) に係る換地処分をした。

平成21年10月 5 日

茨城県鹿行農林事務所長 平 林 英 男

公 告

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成21年10月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
茨城県総務事務支援システム開発業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県総務部人事課 茨城県水戸市笠原町978番 6
- 3 落札者を決定した日
平成21年 7 月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 茨城支店 茨城県水戸市三の丸一丁目 1 番25号
- 5 落札金額
185,000,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 競争入札の公告を行った日
平成21年 5 月28日

新住宅市街地開発事業の工事完了の届出

茨城県住宅供給公社から平成21年 9 月18日付けで水戸・勝田都市計画十萬原新住宅市街地開発事業の工事完了の届出があったので、新住宅市街地開発法 (昭和38年法律第134号) 第27条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成21年10月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類

水戸・勝田都市計画新住宅市街地開発事業

2 都市計画事業の名称

十万原新住宅市街地開発事業

3 施行者

茨城県住宅供給公社

4 施行地

水戸市藤井町，藤が原 1 丁目，藤が原 2 丁目，藤が原 3 丁目及び東茨城郡城里町増井地内

5 施行面積

135.2ha

6 工事完了工区

11 - 2， 14 - 5

7 工事完了面積

4,738㎡

8 工事完了の期日

平成21年 8 月31日

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成21年10月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市板橋字農協前2509番， 2510番 1

2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市伊奈東49番地144

小田島 望，小田島 淳 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡利根町大字布川字山王後1025番 1

2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡利根町四季の丘一丁目 1 番 2 号

株式会社ティエスケイ

代表取締役 糸 田 幸 生

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡利根町大字福木字新山裏道359番 1

2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡利根町大字福木700番地

鈴木 啓 介, 鈴木 雅 美

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市辺田字観喜寺前984番 4

- 2 事業主の住所及び氏名

坂東市みどり町17番36号 (サンビレッジイワイD棟202)

桑 名 充, 桑 名 美 保

(病 院 局)

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成21年10月5日

茨城県立中央病院長 永 井 秀 雄

[記載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第 2 条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 随意契約による場合はその理由

64列マルチスライスCT装置 一式 茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528番地 平成21年 9 月11日
株式会社栗原医療器械店水戸支店 茨城県水戸市石川 2 丁目4090番地 1 130,500,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く) 随意契約 平成21年 7 月30日 一般競争入札及び再入札に付したところ、いずれも落札者がなかったため、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 2 第 8 号に基づき随意契約とした。

(警 察 本 部)

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成21年10月 5 日

茨城県警察本部長 小 風 明

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 その他必要な事項

指紋情報管理システム機器一式の賃借 茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町978番 6 平成21

年 9 月 25 日 NTTファイナンス株式会社 代表取締役 能川雅明 東京都港区芝浦 1 丁目 2 番 1 号 月額5,622,300
円 (消費税及び地方消費税抜き額) 一般競争入札 平成21年 8 月 10 日 落札方式は、最低価格

(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第 4 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第 4 項の規定に基づき、定期監査をしたので、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年10月 5 日

茨城県監査委員 新 井 昇
同 飯 塚 秋 男
同 島 崎 英 男
同 齋 藤 良 彦

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 日 立 保 健 所	21. 3. 19 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 浦 保 健 所	21. 3. 19 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 筑 西 保 健 所	21. 3. 19 21. 9. 3	財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 平成19年度の事務費の執行において、随時、業者に物品を納入させ、後日異なる物品を購入したこととして代金を一括して支払っていたことは適切でない。
茨 城 県 古 河 保 健 所	21. 3. 19 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 中 央 看 護 専 門 学 院	21. 3. 19 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 茨 城 学 園	21. 3. 19 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立リハビリテーションセンター	21. 3. 25 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 古 河 産 業 技 術 専 門 学 院	21. 3. 19 21. 9. 3	財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 平成19年度の事務費の執行において、契約した物品が納入されていないのに業者に代金を預け、後日、これを利用して異なる物品を納入させていたことは適切でない。
茨城県県央農林事務所笠間地域農業改良普及センター (旧茨城県農業総合センター笠間地域農業改良普及センター)	21. 3. 19 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県南農林事務所 (旧茨城県農業総合センター土浦地域農業改良普及センター)	21. 3. 19 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター (旧茨城県農業総合センターつくば地域農業改良普及センター)	21. 3. 19 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県西農林事務所 (旧茨城県農業総合センター筑西地域農業改良普及センター)	21. 3. 19 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鹿 行 家 畜 保 健 衛 生 所	21. 3. 19 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 西 家 畜 保 健 衛 生 所	21. 3. 25 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 畜 産 セ ン タ ー	21. 3. 30 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 畜 産 セ ン タ ー 肉 用 牛 研 究 所	21. 3. 25 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 霞 ヶ 浦 北 浦 水 産 事 務 所	21. 3. 27 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 水 産 試 験 場	21. 3. 23 21. 9. 3	財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 平成19年度の事務費の執行において、契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたことなどは適切でない。
茨 城 県 県 北 農 林 事 務 所 (旧茨城県常陸太田土地改良事務所)	21. 3. 18 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 北 農 林 事 務 所 高 萩 土 地 改 良 事 務 所 (旧茨城県高萩土地改良事務所)	21. 3. 27 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 西 農 林 事 務 所 (旧霞ヶ浦用水事業推進事務所)	21. 3. 19 21. 9. 3	財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 平成19年度の事務費の執行において、随時、業者に物品を納入させ、後日異なる物品を購入したこととして代金を一括して支払っていたことは適切でない。
茨 城 県 水 戸 土 木 事 務 所	21. 3. 18 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 大 宮 土 木 事 務 所	21. 3. 24 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 大 宮 土 木 事 務 所 大 子 工 務 所 (旧茨城県常陸大宮土木事務所大子事業所)	21. 3. 24 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 常 陸 太 田 工 事 事 務 所 (旧茨城県常陸太田土木事務所)	21. 3. 18 21. 9. 3	財務に関する事務の執行において、次の指摘事項のほか支出に関する注意事項があった。 平成19年度中に購入した消耗品の一部について、当該年度の予算で支払っておらず、又、支払いが遅延したことは適切でない。
茨 城 県 高 萩 工 事 事 務 所 (旧茨城県高萩土木事務所)	21. 3. 23 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 日 立 港 湾 事 務 所	21. 3. 19 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 霞 ヶ 浦 流 域 下 水 道 事 務 所	21. 3. 24 21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 つ く ば ま ち づ く り セ ン タ ー	21. 3. 18 21. 9. 3	財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 平成19年度の消耗品の支出において、業者に事実と異なる請求書等を提出させ、事務所内のグループウェアの運営管理費等に充てていたことは適切でない。
茨 城 県 生 活 環 境 部 国 際 課	21. 6. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 商 工 労 働 部 観 光 物 産 課	21. 6. 23	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 商 工 労 働 部 中 小 企 業 課	21. 6. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 文 化 課	21. 6. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 生 涯 学 習 課	21. 6. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 保 健 体 育 課	21. 6. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 会 計 事 務 局	21. 6. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 業 局 県 西 水 道 事 務 所	21. 6. 26	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 肥 飼 料 検 査 所	21. 7. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 近 代 美 術 館	21. 7. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 生 活 環 境 部 環 境 政 策 課	21. 7. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 生 活 環 境 部 環 境 対 策 課	21. 7. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 生 活 環 境 部 危 機 管 理 室	21. 7. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 生 活 環 境 部 消 防 防 災 課	21. 7. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 生 活 環 境 部 原 子 力 安 全 対 策 課	21. 7. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 業 局 鹿 行 水 道 事 務 所	21. 7. 10	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 生 活 衛 生 課	21. 7. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 福 祉 相 談 セ ン タ ー	21. 7. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 義 務 教 育 課	21. 7. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 高 校 教 育 課	21. 7. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 特 別 支 援 教 育 課	21. 7. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 知 事 公 室 女 性 青 少 年 課	21. 7. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 福 祉 指 導 課	21. 7. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 長 寿 福 祉 課	21. 7. 17	財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める
茨 城 県 立 友 部 病 院	21. 7. 17	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 生 活 環 境 部 廃 棄 物 対 策 課	21. 7. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 子 ども 家 庭 課	21. 7. 22	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 中 央 病 院	21. 7. 22	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理において、会計経理に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鹿 島 下 水 道 事 務 所	21. 7. 23	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 地 域 計 画 課	21. 7. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 都 市 局 下 水 道 課 (一 般 会 計 ・ 特 別 会 計)	21. 7. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県土木部都市局下水道課 (鹿島臨海都市計画下水道事業会計)	21. 7. 28	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 病 院 局	21. 7. 28	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 業 局	21. 7. 28	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県北食肉衛生検査所	21. 7. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企業局県中央水道事務所	21. 7. 31	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企業局県南水道事務所	21. 7. 31	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企業局水質管理センター	21. 7. 31	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨城県企業局つくばヘリポート管理事務所	21. 7. 31	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 情 報 政 策 課	21. 8. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県つくば・ひたちなか整備局 つくば地域振興課	21. 8. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県つくば・ひたちなか整備局 ひたちなか整備課	21. 8. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県保健福祉部障害福祉課	21. 8. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 水 戸 養 護 学 校	21. 8. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 科 学 技 術 振 興 課	21. 8. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 畜 産 課	21. 8. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 都 市 局 都 市 計 画 課	21. 8. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 緑 岡 高 等 学 校	21. 8. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 福 利 厚 生 課	21. 8. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 管 財 課	21. 8. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 医 療 対 策 課	21. 8. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 保 健 予 防 課	21. 8. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 漁 政 課	21. 8. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 水 産 振 興 課	21. 8. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 農 産 課	21. 8. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 消 費 生 活 セ ン タ ー	21. 8. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 知 事 公 室 広 報 広 聴 課	21. 8. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 統 計 課	21. 8. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 商 工 労 働 部 労 働 政 策 課	21. 8. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 商 工 労 働 部 職 業 能 力 開 発 課	21. 8. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 用 地 課	21. 8. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 水 戸 教 育 事 務 所	21. 8. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 知 事 公 室 秘 書 課	21. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 農 業 経 済 課	21. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 商 工 労 働 部 産 業 政 策 課	21. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 商 工 労 働 部 産 業 技 術 課	21. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 農 地 局 農 村 計 画 課	21. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 農 地 局 農 地 整 備 課	21. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 農 地 局 農 村 環 境 課	21. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 都 市 局 都 市 整 備 課	21. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 都 市 局 公 園 街 路 課	21. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 総 務 課	21. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 教 育 庁 財 務 課	21. 8. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 職 員 課	21. 8. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 水 戸 保 健 所	21. 8. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 行 財 政 改 革 ・ 地 方 分 権 推 進 室	21. 8. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 地 域 支 援 局 県 民 セ ン タ ー 総 室	21. 8. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 立 内 原 養 護 学 校	21. 8. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 人 事 課	21. 8. 31	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 薬 務 課	21. 8. 31	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	21. 8. 31	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 計 量 検 定 所	21. 8. 31	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 議 会 事 務 局	21. 8. 31	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 生 活 環 境 部 生 活 文 化 課	21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 保 健 福 祉 部 厚 生 総 務 課	21. 9. 3	財務に関する事務の執行は、現金の保管に関する注意事項を除き、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 道 路 建 設 課	21. 9. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 道 路 維 持 課	21. 9. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 河 川 課	21. 9. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 都 市 局 建 築 指 導 課	21. 9. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 税 務 課	21. 9. 7	財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。 大規模償却資産に対する固定資産税の課税事務において、誤った課税標準額の算定により、神栖市内の8企業に対し、税額を1,446,047,600円過大に課税したことは適切でない。
茨 城 県 企 画 部 空 港 対 策 課	21. 9. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 警 察 本 部	21. 9. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 地 域 支 援 局 市 町 村 課	21. 9. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 営 繕 課	21. 9. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 監 査 委 員 事 務 局	21. 9. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 労 働 委 員 会 事 務 局	21. 9. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 人 事 委 員 会 事 務 局	21. 9. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 水 ・ 土 地 計 画 課	21. 9. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 港 湾 課	21. 9. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 都 市 局 住 宅 課	21. 9. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 監 理 課	21. 9. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 土 木 部 検 査 指 導 課	21. 9. 9	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 林 政 課	21. 9. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 林 業 課	21. 9. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 農 林 水 産 部 農 政 企 画 課	21. 9. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 農 林 水 産 部 園 芸 流 通 課	21. 9. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 事 業 推 進 課	21. 9. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 企 画 部 企 画 課	21. 9. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 財 政 課	21. 9. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 総 務 部 総 務 課	21. 9. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

茨城県監査委員公告第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査をしたので、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年10月 5 日

茨城県監査委員 新 井 昇
 同 飯 塚 秋 男
 同 島 崎 英 男
 同 齋 藤 良 彦

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城 県開発公社	21. 7. 22	平成20年度	[出資金] 県出資金 50,000,000円 (基本金) 90,000,000円 [補助金] 電源地域産業育成支援補助金 616,680円 [損失補償限度額] 160,000,000,000円 [貸付金] 茨城空港旅客ターミナル事業貸付金 1,019,800,500円 [公の施設の指定管理料] 茨城県立国民宿舎「鷺の岬」及び茨城 県立カントリープラザの管理 369,402,450円 砂沼広域公園管理 31,100,000円	出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
社会福祉法人 恩賜財団済生会 支部茨城県済生 会	21. 7. 31	平成20年度	[公の施設指定管理委託] 茨城県立こども病院指定管理事業 3,240,854,738円	公の施設指定管理委託に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

団 体 名	実施年月日	監査対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
財団法人 茨城 県企業公社	21. 7. 31	平成20年度	[出資金] 県出資金 (基本金)	出資に係る出納その他の事 務の執行は、適正に処理され たものと認める。
			30,000,000円	
			40,000,000円	

茨城県監査委員公告第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県教育委員会委員長より通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年10月 5 日

茨城県監査委員 新 井 昇
同 飯 塚 秋 男
同 島 崎 英 男
同 齋 藤 良 彦

監査対象機関名	監査実施年月日
茨城県立大洗高等学校	平成21年 3 月 2 日
監査の結果 財務に関する事務の執行は、次の指摘事項があった。 授業料の調定事務については、4月、6月、7月分の調定の遅延、授業料免除等に伴う戻出処理の遅延、及び収入の所属年度の誤りがあったことは適切でない。	
上記に対する措置状況 茨城県財務規則を順守するとともに、再発防止のため、管理者によるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。	

正 誤

平成20年11月 4 日付け茨城県報第2026号中、次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
14	下から 4	8.5	10.5
	下から 5	349	215
	下から 6	35.0	33.0
	下から 8	稲敷市大字椎塚2078番 1 地先まで	稲敷市大字椎塚字浦向2138番地先まで
	下から 8	6.0	7.0
	下から 9	349	215
	下から10	稲敷市大字桑山737番 1 地先から	稲敷市大字桑山字下池下492番 1 地先から

平成21年 8 月24日付け茨城県報第2107号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
7	下から 6	3・2・201号	3・4・201号

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)